

令和6年（ワ）第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹 伸幸

被告 日本共産党

原告第10準備書面

（再審査手続の違法性に関する主張の補充）

2025（令和7）年7月28日

東京地方裁判所民事第37部甲合議E係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 平 裕介

同 弁護士 伊藤 建

同 弁護士 佃 克彦

（連絡担当）同 弁護士 堀田 有大

本準備書面では、本件除名処分に係る再審査手続（規約55条後段）の違法性に関する主張を補充する。なお、略称は従前の例に従う。

1 被告は過去の党大会の「先例」を理由に「大会幹部団」で再審査を行った

原告は、訴状21頁～24頁において、再審査手続（規約55条後段）の違法性について主張してきたところ、以下のとおり、この点についての主張を補充する。

被告は、被告第29回党大会における原告に対する本件除名処分に係る再審査手続に関し、被告の機関紙「前衛」1039号（2024年4月臨時増刊号）（甲32の1（118頁））において、「大会幹部団は、この規定〔：規約55条（原告代理人ら注）〕」にもとづいて対応を協議し、松竹氏の『再審査請求』を党大会として受理し、大会幹部団として再審査を行うとした。除名処分をされた者が大会に除名処分の再審査を求めた例は過去にもあるが、そのさいにも大会幹部団の責任で再審査を行い、その結果を大会に報告するという対応を行っており、今回もこれまでの対応を踏襲することとした。」（下線は原告代理人ら）とし、「大会幹部団として」再審査を行っている。

このように、被告は、過去の党大会における「先例」を理由に、被告の代議員に関与させることなく、かつ、原告をその再審査の場や党大会の場に呼ぶこともなく、大会幹部団において独自に審査を行い、その結果を「党大会」に「報告」したことなどをもって規約55条の手続要件を満たしている、と主張している。

2 現行規約下での再審査の「先例」はなく、被告の不合理な説明は適正手続軽視の表れである

（1）現行の規約の下での再審査の「先例」は存在しない

被告は、党大会における除名の再審査に関する「先例」について、これに関する被告党员からの質問に対し、そのような先例は、被告第7回党大会（1958年）での2件・4名、第11回党大会（1970年）での1件・1名しか存在しないと回答している（甲33）。

しかし、被告第16回党大会（1982年）において被告の規約が改正され、それまでの規約では「被除名者は、その処分に不服であるならば、再審査をもとめることができる」として再審査をする組織・党機関を限定していなかった（甲34）のに対し、新しい規約では「被除名者は、その処分に不服であるならば、中央委員会および党大会に、再審査をもとめることができる」として、権限を党中央機関すなわち党大会と中央委員会の2つの機関に限定した。そして、かかる重要な改正を経た新しい規約こそが、現行の規約（甲3）55条（「被除名者が処分に不服な場合は、中央委員会および党大会に再審査をもとめることができる。」）と（若干の言い回しは異なるものの）殆ど同一内容のものである。このことから、現行の規約の下での党大会の先例は全く存在しないのであって、被告の挙げる古い時代の「先例」は、およそ先例としての価値を有するものではない。

さらに、旧規約の下での「先例」についてみても、半世紀以上も「先例」がない状態であることから、このような旧規約下での古い「先例」が、原告に対する本件除名処分との関係で先例としての価値を有するものとは到底いえない。

したがって、過去の党大会における「先例」に照らして再審査の手続を適法に履践したという旨の被告の主張は不合理である。

（2）被告第2準備書面における不合理な説明は、非民主的なプロセス・適正手続軽視の表れである

上記のとおり、被告は、被告の機関紙では過去の「先例」を根拠に55条の手続要件を充足する旨の説明をしているが、他方で、被告第2準備書面16頁（11～13行目）では、「被告は、再審査が申し立てられた都度、再審査を受けた機関が具体的な手続を定めるという運用を行ってきた」として、過去の「先例」によるとの主張と整合しないかのような説明をしている。

このような説明は、現行規約下での党大会の「先例」が存在しないにもか

かわらず、被告が本件除名処分の手続について、「党大会」で慎重に協議することなく、一部の党幹部だけで非民主的かつ場当たりの手続の運用で除名手続に関する決定をしたことが表面化したものといえるのであり、被告による適正手続軽視の姿勢が表れたものとみるべきである。

したがって、被告第2準備書面における上記主張も不合理であり、再審査の手続が適法であることを基礎づけるものとはいえない。

3 党大会ではなく大会幹部団が実質的な再審査し、大会幹部団が審査の結果を党大会に報告等しただけでは、規約55条の趣旨に反し、違法である

(1)「党大会」に成り代わって別の機関(「大会幹部団」)が実質的な審査を行うことは許されない

上記2(1)の規約改正は、政党(被告)の民主的プロセスを経た上で、権限を党中央機関すなわち「党大会」と「中央委員会」の2つの党の機関にあえて限定したという趣旨の重要な改正であること、そして、除名が党の最高の処分であり「もっとも慎重におこなわなくてはならない」(規約54条)とされていることに照らすと、再審査を行う党の機関は厳格に解釈されるべきである。すなわち、規約55条に明記された党大会が形式的に再審査手続における審査するだけでは足りず、実質的な審査を行わない限り同条の手続要件は充足しないものというべきであって、党大会に成り代わって別の機関あるいは組織が実質的な審査を行うことは許されないと解すべきである。

具体的には、党員の除名の件に関する採決の運用を「大会幹部団」が担うとしても、特に、その除名の再審査に関して事前に消極意見や反対する意見が出ているような場合には、「大会幹部団」による「報告」と「拍手」だけで党大会の構成員である代議員らの賛成の意思を確認するという採決方法は許されず、投票の秘密が確保された上での投票による採決方法か、あるいは

は、少なくとも挙手等による賛否を問うなど真に賛成が多数か否かが判るという意味で、明瞭で透明性のある方法による採決がなされなければ、「党大会」が再審査を行う機関であると規定する規約55条の趣旨に反し、「適正な手続」を経たとはいえないものというべきである。

なお、以上のことを株式会社で例えるならば、株主総会の法定決議事項に係る議案について、取締役会等の別の機関等が当該別の機関の構成員のみで協議した結果（当該議案に賛成の立場）を報告し、これに反対する株主の意見が出たにもかかわらず、当該株主総会での挙手等による賛否を問うなどすることなく、「拍手」だけで賛否の意思を確認するという採決方法に等しいものといえる。このような場合には、株主総会の決議が物理的には存在すると一応いえたとしても、実際には株主総会という機関に成り代わって別の機関等である取締役会等が実質的な審査を行っている場合にほかならず、あるいは、株主総会の法定決議事項であるにもかかわらず取締役会に白紙委任・全権委譲するようなものであるといえる。そのため、このような手続上の行為は、およそ会社法上の機関設計についての理解を欠くものであり、総会決議に係る手続の瑕疵が著しいことから、法律上は総会決議が存在しなかったものと評価されることになる。

（２）本件除名処分に係る再審査は、実質的には党大会ではなく大会幹部団が行っており、手続上違法である

ア 本件でも党大会は実質的な審査を行っておらず、別の機関である「大会幹部団」が実質的な審査を行っている

以上のことを本件除名処分に係る再審査について当てはめると、本件では、党大会（代議員648名で構成される）とは別の機関あるいは組織である「大会幹部団」（21名）¹だけが密室で実質的な審査をし、原告の

¹ 日本共産党第29回大会（2024年1月15～18日）の「大会幹部団」は、志位和夫、小池晃、山下芳生、市田忠義、緒方靖夫、倉林明子、田村智子、浜野

提出した再審査請求書やその要約書といった書面を「党大会」では一切明らかにすることなく、かつ、党大会における原告の意見陳述の機会も与えることなく、党大会で決議すら取らず、党大会での「報告」とその直後の「拍手」だけをもってその「承認」を得たという採決方法を採用しており、党大会が実質的な審査を行ったものとは到底いえず、大会幹部団が実質的な審査を行ったものというほかない。

すなわち、被告大会幹部団 21 名のメンバーを除く被告党大会を構成する代議員ら 627 名は、原告の提出した再審査請求書やその要約書を実際に確認することも許されず、本件除名処分に関する常任幹部会・中央委員会の議事録や大会幹部団会議の議事録等を一瞥することもできないままに、大会幹部団の一人（山下芳生幹部会副委員長（筆頭副委員長））の説明を聴き、いわばそれだけを鵜呑みにして再審査の判断をしなければならなかったのであり、極めて非民主的かつ不公正な再審査手続が採用されたものというべきである。なお、このような手続については、現役の日本共産党員からも、「規約から逸脱した審査だった」「到底理解を得られない審査だった」などという声がある（甲 35 の 1）。

また、大会幹部団による再審査の報告が行われたのは、2024 年党大会の 2 日目（同年 1 月 16 日）の最後であり、17 時 12 分から再審査の報告が開始され、17 時 29 分に再審査の手続が終了したところ、その間は 17 分であり、この 17 分のうちの大半（15～16 分程度）は上記山下芳生筆頭副委員長による本件除名処分に係る再審査についての説明・報告であったことから（甲 32 の 1（118～121 頁））、山下筆頭副委員長の報告の直後に、反対の討論や原告本人の意見を述べる時間などが

忠夫、紙智子、吉良佳子、穀田恵二、高橋千鶴子、広井暢子、不破哲三、山添拓、赤嶺政賢、内田裕、小倉忠平、田邊良彦、山村糸子、及び渡辺和俊の 21 名で構成されている（『前衛 1039 号』149 頁）。

全くないまま、再審査「却下」の「承認」が「拍手」によりなされ、そのまま議事が終了したことが判る。下記イに述べるとおり、事前に、すなわち、大会２日目の再審査の山下筆頭副委員長の報告の前の時点での「中央委員会の報告の討論」の場において、本件除名処分に反対する旨の代議員の意見表明があったにもかかわらず、大会幹部団の独断によって、大会幹部団の一構成員による「報告」とその直後の「拍手」だけで再審査を却下してしまうという採決方法が選択されており、投票の秘密が確保された上での投票による採決方法や、あるいは、挙手等による賛否を問うなど真に賛成が多数か否か判るという意味で明瞭で透明性のある方法での採決方法は全く採られることがなかったのである。

このように、本件では、党大会に成り代わって別の機関あるいは組織である大会幹部団が実質的な審査を行っており、およそ規約上の機関設計についての理解を欠く行為が平然と行われているのであるから、本件除名処分に係る再審査手続の瑕疵は著しいものというほかなく、適正手続を没却する重大な手続違法があるといえる。

イ 党大会で反対意見を述べる予定の大山代議員に対する大会幹部団構成員による不当な圧力行為があった

本件では、以上のような著しい手続の瑕疵に加えて、さらにこの瑕疵を補強する「不当な圧力行為」があった。

すなわち、党大会における再審査がなされる時点（２０２４（令和６）年１月１６日・党大会２日目）前の近接した時点（同年１月５日・党大会開催１０日前）において、大会幹部団の構成員である上記山下芳生筆頭副委員長が、党大会で反対意見を述べる予定の党大会の構成員である大山奈々子代議員（神奈川の代議員）に対し、３時間半にも及ぶ反対意見の発言中止を要請する実質的な「口封じ」行為があった（甲３５の２（特に１２２頁）、甲３５の３（特に２０９頁））。大山代議員（神奈川県議会議員

でもある)は、事前に神奈川県党会議等で原告の除名を行うことについて反対する旨の意見を述べており、かつ、そのことを党大会でも述べる予定であった旨の通告を被告に対して行っており(甲35の3)、実際に党大会でもその旨の発言をしている(甲32の2)。このように、大山代議員が前もって真摯かつ明確に反対の意見を述べる旨の表明をしていたにもかかわらず、大会幹部団のメンバーのうち、現役の国会議員(当時)でもある上記山下芳生筆頭副委員長が、3時間半もかけて反対意見を党大会で述べないよう発言中止を要請しているのであるから、これは、不当な圧力行為というほかなく、異常な発言潰しに係る行為があったと評価せざるを得ない。

ウ 行政上の不服申立ての手續と比較しても本件再審査手續は異常である

本件除名処分に係る再審査手續は、行政上の不服申立てにおける審査請求(行政不服審査法2条)の審査手續と比較しても異常なものであることが分かる。

すなわち、まず、審査を行う機関である「行政不服審査会」(同法43条)が党大会(代議員ら)であるとする、この審査機関とは別の機関である大会幹部団(代議員のごく一部の者)が、不公正・非中立的に、審査請求人(裁判でいえば原告)に有利な意見を述べることが判っている証人候補者に対して、審理の期日が開かれる前に自らその意見を述べないように積極的に不当な圧力をかけるようなことが行われている。

また、同様に、党大会(代議員ら)が「行政不服審査会」(同法43条)だとする、行政不服審査会の委員らが答申の結論や理由を決するに際して、処分庁の一方的な弁明書(同法29条1項)等だけを読み、他方で審査請求人の審査請求書(同法19条1項)は一切見ることなく、処分庁の主張を基礎づける証拠書類は一切確認せず、審査請求人の求めがあっても口頭意見陳述手續(同法31条)を経ることなく、証拠に基礎づける

れてすらいけない処分庁の言い分をただただ妄信して答申書を書いてしま
う、というような異常な審査手続が行われたものといえる。

行政不服審査法の諸規定も、適正手続原則を受けて「公正な手続」（同
法１条１項）を定めたものであることから、本件除名処分の「再審査」の
手続が「適正な手続に則ってなされたか否か」（共産党袴田事件判決）の
判断に当たり参考とされるべき観点を提供するものというべきである。

４ まとめ

以上より、本件除名処分に係る再審査については、大会幹部団が実質的な
審査を行い、これを党大会に報告し、拍手がなされたなどの手続が行われた
だけであり、党大会が実質的な審査を行ったものとは到底いえない。その上、
大会幹部団の構成員が、党大会において本件除名処分をすることに反対す
る旨の意見を述べる予定の代議員に対して事前に反対意見を述べないよう
長時間にわたり要請しているなど、「適正な手続」とはおよそかけ離れた異
常な再審査手続が平然と実施されたものといえる。

したがって、原告に対する本件除名処分に係る再審査手続は、「党大会」
で再審査を行うとする規約５５条の趣旨に反し、適正手続を没却する重大
な手続違法があるから、本件除名処分は公序良俗に反する違法かつ無効な
ものである。

以 上